

津山観光センター条例施行規則

○津山観光センター条例施行規則

平成30年6月26日

津山市規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、津山観光センター条例（平成30年津山市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

第2条 条例第9条第1項の規定により津山観光センター（以下「センター」という。）の利用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、津山観光センター利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による申請書の受付は、利用日の属する月の6箇月前の月の初日（その日が休館日のときは、その日後においてその日に最も近い開館日とする。）からとする。

(利用許可)

第3条 市長は、センターの利用を許可したときは、市長が別に定める利用許可書を申請者に交付するものとする。

(利用許可の順位)

第4条 利用許可の順位は、申請順によるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(連続利用の制限)

第5条 センターを連続して利用できる期間は、5日（休館日を除く。）とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(減免の申請)

第6条 条例第12条の規定により利用料金の免除又は減額を受けようとする者は、津山観光センター利用料金減免申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(利用時間の解釈及び延長)

第7条 利用時間は、実際に利用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 利用者は、利用を開始した後においては、利用時間を延長することができない。ただし、市長が特に認めた場合で、延長する利用時間に係る利用料金が納付されたときは、この限りでない。

(利用許可の取消し)

第8条 利用者は、センターの利用許可の取消しの承認を受けようとするときは、津山観光センター利用許可取消申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第9条 条例第13条ただし書の規定により、既納の利用料金を還付することができる特別の事由及びその額は、次に定めるところによる。

(1) 災害又は利用者の責めに帰さない理由により、センターを利用することができなくなった場合 全額

(2) 利用開始の10日前までに利用許可の取消しの承認を受けた場合 全額

(3) 利用開始の5日前までに利用許可の取消しの承認を受けた場合 半額

2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、津山観光センター利用料金還付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第10条 センターの利用者及び入場者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 許可なくして募金その他これに類する行為をしないこと。

(2) 許可なくして物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為（非営利行為を含む。）をしないこと。

(3) 許可なくして壁、柱、扉等に貼紙をし、又は立看板等を取り付けないこと。

(4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか職員の指示する事項

2 利用者は、前項各号に掲げるもののほか、次の事項を守らなければならない。

(1) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。

(2) 入場者に前項各号に掲げる事項を遵守させること。

(毀損等の届出)

第11条 センターの施設、設備又は器具を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、その旨を直ちに市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第12条 条例第4条の規定により市長が指定する法人その他の団体(以下この条において「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせる場合における第2条から第9条まで及び第11条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理

者」とし、様式第1号から様式第4号までの様式中「津山市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条、第12条及び様式第1号の規定は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

津山観光センター利用許可申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住所（所在地）
 （団体名）
 氏 名
 （代表者職及び氏名）
 電 話 番 号

津山観光センターの利用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行事等の名称	
利 用 目 的 （具体的に）	（営利・非営利）
利 用 日 時 （準備及び後片付けを含む。）	年 月 日（曜日）午前・午後 時 分から 年 月 日（曜日）午前・午後 時 分まで （ 日 時間）
利 用 施 設	2階多目的室
特 別 の 設 備	設置する（ ） ・ 設置しない
持 込 器 具	有（ ） ・ 無
利 用 責 任 者	氏名 電話番号
行事等の開始・終了日時 （準備及び後片付けを除く。）	年 月 日（曜日）午前・午後 時 分から 年 月 日（曜日）午前・午後 時 分まで
入 場 料 等	設定する（ 円 ） ・ 設定しない
利 用 条 件	（この欄は記入しないこと。）

※ 利用料金明細（この欄は記入しないこと。）（営利・非営利）

区 分	利用料金納付額	領収日及び領収番号
利 用 料 金		年 月 日 第 号
追 加 利 用 料 金		年 月 日 第 号

※ 許可日 年 月 日 許可番号 号

様式第2号（第6条関係）

津山観光センター利用料金減免申請書

年 月 日

津山市長 殿

利用者 住所（所在地）
（団 体 名）
氏 名
（代表者職及び氏名）
電 話 番 号

津山観光センターの利用料金の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
行事等の名称			
利用許可日時	年 月 日（曜日）午前・午後 時 分から 年 月 日（曜日）午前・午後 時 分まで		
利用許可施設	2階多目的室		
減 免 申 請 額	円		
申 請 の 理 由			

様式第3号（第8条関係）

津山観光センター利用許可取消申請書

年 月 日

津山市長 殿

利用者 住所（所在地）
（団 体 名）
氏 名
（代表者職及び氏名）
電 話 番 号

津山観光センターの利用許可の取消しの承認を受けたいので、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
行事等の名称			
利用許可日時	年 月 日（曜日）午前・午後 時 分から 年 月 日（曜日）午前・午後 時 分まで		
利用許可施設	2階多目的室		
申 請 の 理 由			

注：利用許可書を添付してください。

様式第4号（第9条関係）

津山観光センター利用料金還付申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住所（所在地）
（団 体 名）
氏 名
（代表者職及び氏名）
電 話 番 号

津山観光センターの利用料金の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
行事等の名称			
利用許可日時	年 月 日（曜日）午前・午後 時 分から 年 月 日（曜日）午前・午後 時 分まで		
利用許可施設	2階多目的室		
既納の利用料金	円	還付申請額	円
申請の理由			

注：既納の利用料金に係る領収書を添付してください。

